

第 3 1 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成30年 4月10日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「ナゴヤ歴史探検」に関して、

- ・費用（28、29年別々）がわかるもの
- ・プロポーザルの詳しい内容がわかる資料
会社ごとの提案がわかるもの
点数、及びサイ点の基準
だれが決めたかわかる資料
- ・学校でどう利用される予定、してほしいかがわかる資料
- ・何を目的につくったかがわかるもの
- ・スマホ、インターネット利用できない人に同様の利用がどうやったらできるか検討した資料

2 同年 4月23日、実施機関は、本件公開請求のうち「プロポーザルの詳しい内容がわかる資料 会社ごとの提案がわかるもの」に係る部分に対して、郷土の歴史を学ぶ副読本作成等業務委託に係る公募型プロポーザルへ参加した者が提出した「企画提案書」を特定したが、これらの行政文書のうち、審査請求人が提出したもの（以下「本件行政文書」という。）には、審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知とともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同年 5月 8日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書の一部について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同年 5月24日、実施機関は、本件公開請求に対し、本件行政文書を含む文

書を対象として一部公開決定（以下「本件処分」という。）はじめ複数の決定を行い、その旨を公開請求者に通知するとともに、本件処分において、本件行政文書のうち審査請求人が公開に反対する部分を公開する旨を審査請求人に通知した。

5 平成30年 6月 8日、審査請求人は、名古屋市長に対し、本件処分のうち本件行政文書中の「様式 2 業務実績」における「件名」、「委託者」、「特筆すべき成果」（以下これらを「本件情報」という。）を公開としたことを不服として、その取消しを求める審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

6 同年 6月14日、名古屋市長は、本件処分のうち本件行政文書の一部公開に係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 実施機関の主張

1 決定に係る通知書によると、実施機関は、本件行政文書を一部公開決定とした理由について、「公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所（企画提案書の様式として本市が示した部分、様式 2における件名、委託者、履行期間及び特筆すべき成果並びに見積書における企業名等）を含むため」と主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件情報は、審査請求人と、地方公共団体 3団体及び社会福祉法人である社会福祉協議会 1団体との間における契約実績である。

(2) 審査請求人は、本件情報につき、顧客名簿にあたり、他社が活用する有用な営業情報で、審査請求人に不利益となると主張するが、他方で、審査請求人は、自らのホームページにおいて、自費・請負出版の制作実例一例として、本件情報の一部である地方公共団体 2団体の実績を掲載している。

したがって、これらの契約実績については、公にすることにより、明らかに不利益を与えるとは認められない。

(3) また、審査請求人のホームページに掲載されていない契約実績について

も、審査請求人が自らのホームページで類似の契約実績を掲載していることから、公にすることにより審査請求人に不利益があるものではないと判断するのが妥当である。

(4) なお、地方公共団体の契約には競争性、公正性、透明性が求められており、社会福祉協議会も、社会福祉法に根拠を持つ社会福祉法人として、その公共性、公益性の高さから、契約には地方公共団体と同様に透明性が求められる。契約に特殊性があるものは、地方公共団体においても契約の相手方を非公開とする場合があるが、審査請求人の提出した反対意見書には、特段、契約の特殊性に関する主張はなく、原則通り透明性を求められるものとして公開することが相当である。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件情報を公開とした部分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 業務実績は顧客名簿にあたるものであり、他社等に対して通常有する競争上の利益である。他社が活用すると有用な営業情報であり、審査請求人に不利益となる。

(2) ホームページに掲載している 2件については、公開されることによる不利益は生じないと指摘を受け入れる。ホームページに掲載していない 2件の契約実績については、あくまでも類似の実績が掲載されているだけであり、これを公開することにより、競争相手を利することとなることも想定され得る。

(3) 地方公共団体や社会福祉協議会の契約に透明性が求められることを争うものではない。しかしながら、契約が成立した地方公共団体や社会福祉協議会自体に対する公開請求においては透明性を確保する意義が認められるものの、ある地方公共団体等の競争入札において落札できなかった入札者が他の地方公共団体等で契約をした実績を公開することは、前者の地方公共団体等の契約の透明性とも、後者の地方公共団体等の契約の透明性とも

関係がない。特に、公開請求者の属性いかんによっては、当社にとっても不利益が生じ得ることも想定される。

(4) 以上のことから、本件情報のうち、審査請求人がホームページに掲載している 2団体との契約実績（以下「本件公知情報」という。）については、公開に反対するものではない。

他方で、本件情報のうち、審査請求人がホームページに掲載していない 2団体との契約実績（以下「本件非公知情報」という。）については、名古屋市情報公開審査会及び実施機関において、公開請求者の属性等を含め本件公開請求の内容を総合的に考慮して、これを公にすることが審査請求人にとって不利益に当たらないと確認、判断されたことを前提として、実施機関の責任において公開することまで敢えて反対するものではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書及び本件情報について

(1) 本件行政文書は、主に名古屋市立中学校の生徒が歴史を学ぶに当たり、より郷土の歴史に対する興味・関心を深めるための副読本の作成及び配布に係る業務の委託先の選定のため実施機関が行った郷土の歴史を学ぶ副読本作成等業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）への参加に当たり、審査請求人から提出されたもので、企画提案書、業務実績、実施体制表、一般販売計画補、本文レイアウト案、見積書及び内訳書等で構成されている。

(2) 本件情報は、本件行政文書のうち、本市又は他都市における本件プロポ

一ザルに係る業務と類似した業務の受託実績又は歴史等に関する書籍の作成実績等を記入する業務実績の様式に記載された、委託者名、件名、成果である。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならぬとする趣旨から、情報を公開することの利益と公開しないことの利益を比較衡量した上で、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、上記3(2)のとおり、審査請求人の業務実績の一部を示す内容であることから、法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 上記第3 2(2)及び(3) のとおり、本件公知情報は審査請求人のホームページで公表されており、また、本件公知情報と本件非公知情報とは、類似した内容の情報であると認められる。この点につき、審査請求人が本件公知情報をホームページにおいて公表し、本件非公知情報を公表していないことの理由として、本件公知情報と本件非公知情報との間に何らかの審査請求人における取扱い上の差異があることも考えられるが、本件行政文書及び審査請求人のホームページを見分する限り、具体的な差異の内容をうかがうことはできない。そして、審査請求人による主張においても、こうした差異に関する言及は認められない以上、本件情報を公開することによる不利益があるとは認められない。

イ また、本件情報は、他の地方公共団体及び社会福祉協議会の契約内容でもあるところ、当該内容は公共性、公益性の高さから原則公開とされるものと考えられ、審査請求人による主張も、抽象的な不利益の可能性を論ずるにとどまっている以上、本件情報を公開とした実施機関の説明は不合理ではない。

(4) 以上のとおり、本件情報を公開することで明らかに審査請求人に不利益を与えるとは認められないため、本件情報は、条例第 7条第 1項第 2号に

該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第1審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年月日	内 容
平成30年 6月29日	諮詢書の受理
8月 2日	弁明書の受理
10月 3日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月 2日	反論意見書の受理
令和 2年10月19日 (第30回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年11月30日 (第31回第 2小委員会)	調査審議
12月28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充